

「札幌大学ハラスメントの防止等に関する規程」第4条第2項の規定に基づく指針は次のとおりとする。

ハラスメントとは、他人に不快感を与える性的言動の他、民族、国籍、出身、性、宗教、思想、年齢、身体的特徴など、広く人格に関わる事項において、個人の尊厳を損なうような言動によって就学及び就労の環境を悪化させ、人権を脅かす行為をいう。学習、教育、研究の場である大学で問題となるハラスメントには、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、その他のハラスメントがある。

(適用対象)

- 1 「学生」とは、大学生、大学院生、研究生、科目等履修生など本学で教育を受ける全ての者を指す。「職員」とは、教授、准教授、講師、助教、非常勤講師、事務職員、派遣職員、臨時職員など、本学において就労する全ての者を指す。ただし、本学を過去2年以内に卒業・退学、または離職した者も対象とする。

(セクシュアル・ハラスメントとは何か)

- 2 セクシュアル・ハラスメントとは、行為者本人が意図すると否にかかわらず、相手の意に反する性的な言動によって、相手に不快感や精神的・肉体的苦痛若しくは困惑を与えるものをいう。セクシュアル・ハラスメントになりうる言動として、具体的には例えば次のようなものが挙げられる。

(1) 性的な内容の発言関係

- ア スリーサイズを聞くなどの身体的特徴を話題にすること
- イ 聞くに耐えない卑猥な冗談を交わすこと
- ウ 体調が悪そうな女性に「今日は生理日か」、「もう更年期か」などと言うこと
- エ 性的な経験や性生活について質問すること
- オ 性的な風評を流したり、性的なからかいの対象とすること
- カ 「男性のくせに根性がない」、「女には仕事をまかせられない」、「女性は職場の花でありさえすればいい」、「女は学問などしなくても良い」など発言すること
- キ 成人に対して、「男の子」、「女の子」、「僕、坊や、お嬢さん」、「おじさん、おばさん」などと人格を認めない呼び方をすること

(2) 性的な行動関係

- ア スードポスター等を職場に貼ること
- イ 雑誌等の卑猥な写真・記事をわざと見せたり、読んだりすること
- ウ 職場のパソコンのディスプレイに猥褻な画像を表示すること
- エ 身体を執拗に眺め回すこと
- オ 食事やデートにしつこく誘うこと
- カ 性的な内容の電話をかけたり、性的な内容の手紙、Eメールを送りつけること
- キ 身体に不必要に接触すること
- ク 不必要な個人指導を行うこと
- ケ 浴室や更衣室等をのぞき見すること
- コ 女性であるというだけでお茶くみ、掃除、私用等を強要すること
- サ 女性であるというだけの理由で仕事や研究上の実績等を不当に低く評価すること

(アカデミック・ハラスメントとは何か)

- 3 アカデミック・ハラスメントとは、教育・研究の場での権威、権限、権力を背景に、相手の活動の妨害、不利益な取扱い、人格的な誹謗・中傷や嫌がらせ、暴力等により、相手の意欲及び教育・研究の環境を悪化させる結果、相手に不利益を与えるものをいう。熱心な教育であったとしても、学生への思いやりを欠いて行われる場合には、行為者本人の意図とは無関係に、アカデミック・ハラスメントを引き起こすことがある。アカデミック・ハラスメントになりうる言動として、具体的には例えば次のようなものが挙げられる。ただし以下の例示が直ちにアカデミック・ハラスメントとなるわけではなく、同様の言動であっても、その背景・人間関係・環境・状況によってアカデミック・ハラスメントになったり、そうでなかったりすることもある。

- (1) 研究テーマを認めないあるいは研究テーマを強制する
 - (2) 学位や単位認定に関して不公平・不公正な対応をする
 - (3) 講義や演習等における教育並びに指導の面で差別的な取扱いをする
 - (4) 学生を萎縮させるような強圧的な対応をする
 - (5) 暴力的あるいは人格を傷つける言動をする
 - (6) 学生を劣等者扱いするような侮蔑的対応をする
 - (7) 悪口や中傷、プライバシーに関することを言いふらす
 - (8) 留年、退学や授業放棄を促したり示唆したりする
- (その他のハラスメント)
- 4 その他のハラスメントとは、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント以外の嫌がらせであり、学生間、学生、職員間の関係において相手に不利益を与えるものすべてを指す。
(ハラスメントの複合的発生)
- 5 セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントあるいはその他のハラスメントは便宜上の分類であり、実際にはこれらのハラスメントが複合して発生することがある。したがって、ハラスメントの防止あるいは対応について、セクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントなどの分類が明確でない場合は、ハラスメントとして一括して取り扱うことになる。
(所管)
- 6 この指針に関する事務の所管は、学務部学生課とする。
(改廃)
- 7 この指針の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が行う。
- 附 則
この指針は、平成19年11月26日から実施する。
- 附 則
この指針は、平成29年4月1日から実施する。
- 附 則
この指針は、令和5年6月30日から施行する。